

第13 感染症の予防に関する保健所の体制の確保に関する事項

1 基本的な考え方

- (1) 保健所は、地域の感染症対策の中核的機関として、地域保健法に基づき厚生労働大臣が策定する基本指針とも整合性をとりながら、必要な情報の収集、分析、対応策の企画立案・実施、リスクコミュニケーション等を行う機関であるとともに、感染症の感染拡大時にも健康づくり等地域保健対策も継続できることが重要となります。また、平時から有事に備えた体制を構築し、有事の際には速やかに体制を切り替えることができる仕組みが必要となります。
- (2) 感染症発生時に迅速に対応できるよう、感染症に関する情報が、責任者に対して迅速かつ適切に伝達され、一元的に管理される体制を構築することが重要となります。あわせて、外部人材の活用も含めた必要な人員の確保、受入体制の整備、必要な機器および機材の整備、物品の備蓄等を通じて健康危機発生時に備えて、平時からの計画的な体制整備が必要となります。また、業務の一元化、外部委託、ICT活用も視野に入れて体制を検討することが重要となります。

2 感染症の予防に関する保健所の体制の確保

- (1) 本市は、感染症のまん延が長期間継続することも考慮し、必要となる市立函館保健所の人員数を想定し、感染症発生時においてその体制を迅速に切り替えることができるよう努めます。
- (2) 本市は、広域的な感染症のまん延の防止の観点から、感染経路の特定、濃厚接触者の把握等に係る積極的疫学調査等の専門的業務を十分に実施するために、感染症の拡大を想定し、市立函館保健所の人員体制や設備等を整備するよう努めます。その際には、必要な機器および機材の設備、物品の備蓄等を始め、業務の外部委託や派遣職員の活用、ICTの活用などを通じた業務の効率化を積極的に進めるとともに、IHEAT要員や他部局からの応援職員を含めた人員体制、受入れ体制を構築します。また、職員のメンタルヘルス等、健康管理対策のほか、住民の不安などに対応する相談体制の充実に努めます。
- (3) 本市は、地域の健康危機管理体制を確保するため、市立函館保健所に保健所長を補佐し、総合的なマネジメントを担う統括保健師を配置します。

3 関係機関および関係団体との連携

- (1) 本市は、連携協議会への参画等を通じ、学術機関、消防機関などの関係機関、専門職能団体等と保健所業務に係る内容について連携します。
- (2) 市立函館保健所は、感染症発生時における連携体制を確保するため、平時から関係部局や衛生試験所と協議し役割分担を確認します。

4 数値目標等

項 目	目標値
流行開始から1か月間において想定される業務量に対応する人員確保数	80人
即応可能なIHEAT要員の確保数 (IHEAT研修受講者数)	10人